

# 横浜市立大学鶴見キャンパス 非常放送設備更新業務 仕様書

## 1 業務内容

横浜市立大学鶴見キャンパス事務室および守衛棟に設置されている非常放送設備の更新を行う。

## 2 履行場所

横浜市鶴見区末広町1-7-29

横浜市立大学鶴見キャンパス内事務室および守衛棟

## 3 履行期間

契約締結時から令和8年3月31日

## 4 更新業務委託内容

### (1) 非常放送設備の更新

※ 詳細は、「別紙1 機器構成表及び設計図面（事務室）」と

「別紙2 機器構成表及び設計図面（守衛棟）」を参照。

※ 受託者より支給する機器・部品等は新品を使用すること。

※ 更新に係る周辺消耗品・器具部品等の交換・更新を含む。

※ 更新に係る既存非常放送設備撤去、及び産業廃棄物処分費用等を含む。

### (2) 機器構成表に記載されている機器の納品、設置、設定、調整及び付随する電気工事、配線工事を行う。設置作業は事務室へ非常放送設備を搬入し据え付ける事。

電源及び放送設備に伴うケーブル線、アース線は既存の配線を使用し、

その他必要と思われる配線については、請負者が新規に整備すること。

### (3) 既存機器の撤去・廃棄を行うこと。

### (4) 必要な行政機関への申請手続きを行うこと。

### (5) 非常放送設備の取り換え後、動作確認を行い、正常に作動し、放送設備から正常に放送可能なことを確認する。

### (6) 非常放送設備の更新後、消防署による検査立会を行い、検査終了後消防署からの検査済証を提出する。

### (7) 更新完了後の最初の消防点検時に、消防点検業者より取扱説明、質疑等が発生した場合は対応し説明等を行うこと。

### (8) 既存放送設備(スピーカー等)は流用可能とする。

## 5 更新に求められる条件

守衛棟内に設置されている集中リモコン架は「国立研究開発法人理化学研究所横浜事業所」（以下、理化学研究所）とも共用する設備であることに加えて、非常放送設備は非

常時の安全確保のための設備である特性上、更新業務を行うにあたり、公共施設や大学等教育・研究施設で TOA 株式会社製の非常放送設備の執務並行（建物に執務者がいる状態で行う）改修実績があることがあることの「実績証明書」（様式自由・要代表者印）の提出を必須とする。

## 6 更新後の保証対応

更新後、1 年間を保証対象期間とし、機器トラブル時の対応は請負事業者が行うものとする。

## 7 支払条件

業務委託終了後、検収・検査の後、一括後払とする。

## 8 その他

- (1) 更新の際の消耗品・器具類については受託者が用意すること。
- (2) 理化学研究所が同時期に予定している守衛棟・交流棟非常放送設備更新業務があるため、横浜市立大学担当者、理化学研究所担当者と十分な打合せを行い、工程および作業日程を当該施設関係者および作業関係者で調整し、協力して作業を進めること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、当該施設関係者と調整し、業務計画書を事前に作成し、横浜市立大学担当者の承認を得ること。
- (4) 搬出入及び作業の際には、委託者の建物、什器等に損害を与えないように養生などを行うとともに、万一損害を与えた場合は、請負者の負担において速やかに原状回復を行うこと。
- (5) 本業務の終了時には、業務完了報告書を作成し、1 か月以内に横浜市立大学担当者に 1 部提出すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項、及び疑義が生じた場合は、横浜市立大学担当者と協議の上、解決すること。